

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月9日

【会社名】 スタンダード・チャータード・ピーエルシー
(Standard Chartered PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 ルーパート・ミンゲイ
(Rupert Mingay, Group Treasurer)

【本店の所在の場所】 連合王国 EC2V 5DD ロンドン市、ベイジングホール・アベ
ニュー 1 番地
(1 Basinghall Avenue, London EC2V 5DD, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 二 村 佑

【連絡場所】 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー6階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5561-6600

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

提出会社は、2015年11月3日に開催された取締役会委員会の決議に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）を発行したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出します。

2【報告内容】

（注1）別段の記載のない限り、本書中の「ポンド」は英国スターリングポンドを指す。2015年11月18日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場のポンドの円に対する仲値は、1ポンド=187.74円であった。本書において記載されているポンドの円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

（注2）別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。2015年11月18日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場の米ドルの円に対する仲値は、1米ドル=123.37円であった。本書において記載されている米ドルの円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

（注3）別段の記載のない限り、本書中の「香港ドル」は香港ドルを指す。2015年11月18日（日本時間）現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の対顧客電信直物売買相場の香港ドルの円に対する仲値は、1香港ドル=15.92円であった。本書において記載されている香港ドルの円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。

（1）有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券

（2）発行数

728,432,451個（本新株予約権の行使によって発行される新普通株式の総数と同じであり、本新株予約権1個当たり新普通株式1株が発行される。）

（3）発行価格

本新株予約権の発行価格：0ポンド（0円）

本新株予約権の行使により発行される株式の発行価格：

英国の株主名簿に登録されている株主（以下「英国株主」という。）：
新普通株式1株当たり4.65ポンド（872.991円）

香港の株主名簿に登録されている株主（以下「香港株主」という。）：
新普通株式1株当たり55.60香港ドル（885.152円）

(4) 発行価額の総額

本新株予約権の発行価額の総額：0ポンド(0円)

本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権がすべて行使された際に払い込むべき金額の総額の合計：3.4十億ポンド(638.316十億円)

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

株式の種類及び内容

普通株式(1株当たりの額面金額0.50米ドル)

株式数

728,432,451株(既存普通株式7株に対して新普通株式2株を基準とする。新株予約権1個当たりの新普通株式数は1株である。)

(注)上記株式数は、本新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式数である。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

英国株主：新普通株式1株当たり4.65ポンド(872.991円)

香港株主：新普通株式1株当たり55.60香港ドル(885.152円)

本新株予約権がすべて行使された際に払い込むべき金額の総額：3.4十億ポンド(638.316十億円)

(7) 新株予約権の行使期間

英国株主の行使期間：2015年11月23日から2015年12月10日

香港株主の行使期間：2015年11月24日から2015年12月10日

(8) 新株予約権の行使の条件

2015年11月18日(ライツ・イシューに基づく権利に係る基準日)現在において登録されていた株主で権利を維持している者、又は市場において本新株予約権を購入した者が、本新株予約権を行使することができる。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新普通株式1株当たり0.50米ドル

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

ロンドン証券取引所又は香港証券取引所にて譲渡可能。

(11) 発行方法

株主割当て（ライツ・イシューによる）

（12）引受人の氏名又は名称

J.P. Morgan Securities plc
Merrill Lynch International
Barclays Bank PLC
BNP PARIBAS
Goldman Sachs International
UBS Limited

（13）募集を行う地域

本新株予約権は、英国で登録されている株主及び香港で登録されている株主すべてに対して付与される。ただし、カナダ、南アフリカ、インド、アラブ首長国連邦、マレーシア及び本新株予約権の付与又は取得が適用法に違反するその他の法域を除く。さらに、本新株予約権は、インド預託証券の保有者に対しても付与されない。

（14）提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

3.3十億ポンド（619.542十億円）

（注）当該金額は、以下の合計額からライツ・イシューに係る費用を控除することによって算出されている。

- ・ 本新株予約権の発行価額の総額（0ポンド（0円））
- ・ 本新株予約権がすべて行使された際に払い込むべき金額の総額（3.4十億ポンド（638.316十億円））

手取金の用途

- ・ バランスシートを強化し、当グループが普通株式等Tier 1比率の目標である12%ないし13%を達成することを可能とするため
- ・ 2016年末までに3十億米ドルと見積もられている、当グループの予定される再編費用の財務上の影響を吸収するため
- ・ 費用管理の見直しの一環として特定され、当グループのリテール・クライアント・システム及びデジタル機能の再構築に対して1十億米ドルを超えた投資の増加を可能とする取組みを実施するため、プライベート・バンキング及びウェルス・マネジメント事業を再構築するため、アフリカのフランチャイズ及び人民元サービスをアップグレードするため、並びに統制を強化するため。これらの投資は、株主資本利益率を100ベシス・ポイント超増加させることが予想されている。

- ・ 当グループが短期的にマクロ経済上及び規制上の不確実性並びに運営上の難題を乗り越えることを可能とし、当グループが競争上優位にあり、また潜在する力強い成長機会を捉えるために体制が整っている事業及び市場に集中することを可能とするため

(15) 新規発行年月日

2015年11月23日（本新株予約権の割当日）

(16) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

ロンドン証券取引所及び香港証券取引所

(17) 資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額

（2015年11月18日現在）

普通株式	1,274,756,790.50米ドル (157,266,745,243円)
7.014%の非累積的償還可能優先株式	37,500米ドル (4,626,375円)
6.409%の非累積的償還可能優先株式	37,500米ドル (4,626,375円)
7 ³ / ₈ %の非累積的償還不能優先株式	96,035,000ポンド (18,029,610,900円)
8 ¹ / ₄ %の非累積的償還不能優先株式	99,250,000ポンド (18,633,195,000円)

発行済株式総数

（2015年11月18日現在）

普通株式	2,549,513,581株
7.014%の非累積的償還可能優先株式	7,500株
6.409%の非累積的償還可能優先株式	7,500株
7 ³ / ₈ %の非累積的償還不能優先株式	96,035,000株
8 ¹ / ₄ %の非累積的償還不能優先株式	99,250,000株

以 上